

令和5年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	西 川 雪 秀
教 育 文 化 課 長	赤 塚 暢 子

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第2号）

令和5年12月12日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

内容は、環境に優しい暮らし方の取組についてで、ウオームビズの周知・啓発について、役場での省エネ対策等の推進についてを質問させていただきます。

環境に優しい暮らし方として、ウオームビズの取組について質問させていただきます。

環境省が呼びかけているウオームビズは、冬の地球温暖化対策の一つで、過度な暖房に頼らず、暖房使用どきの室温を20度を目安として快適に過ごすライフスタイルを推奨するものです。ウオームビズは、暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによってCO₂の発生を削減し、地球温暖化を防止することが目的であります。一般的に、電力による冷暖房を行う場合は、室温設定による省エネ効果は夏より冬のほうが大きいため、冬の暖房機器の室温設定を調節することでCO₂削減効果が上がるばかりでなく、電気代の節約にもつながります。

このように、ウオームビズは家庭や職場にとって経済的なメリットがあります。ウオームビズはそんなに難しいことではなく、今までの生活の衣食住を一工夫することでエネルギーを節約することができます。

衣食住の衣では、マフラーや手袋、レッグウォーマーを活用し、首、手首、足首の3つの首を温めることで効果的に体全体を温めることができます。また、膝かけやストールを活用したり、軽くて温かい機能性素材の服を選ぶことも効果があります。

食では、鍋料理などで体も室内も暖かくして暖房を緩和することができます。また、ショウガや根菜などの冬が旬の食材を多く取ることも体を温める効果があります。

住では、断熱シートや厚手のカーテンなどを使って温かい空気を逃さないように工夫することや、部屋の上部にたまる温かい空気を循環させて、足元を温めることも効果があります。

化石燃料の高騰によるエネルギー経費の増加が企業や家計を逼迫している状況が続いています。ウオームビズは、今までの生活を一工夫することで、エネルギーの節約、電気代の節約につながるものと思います。

そこで町長にお尋ねいたします。

当町の第6次総合計画においては、環境に優しいまちづくりの取組として、地球に優しい暮らし方に関する意識啓発、地球温暖化防止対策の推進がありますが、町民への啓発、町の取組の状況はどうかお尋ねいたします。

次に、役場での省エネ対策等の推進について質問させていただきます。

町では、夏期の省エネ対策として、職員の服装についてはクールビズを推奨し、ノーネクタイやポロシャツなどの軽装での執務を行っていますが、夏より冬のほうが省エネ効果があるため、冬期の取組も必要ではないかと考えます。

昨年度は、化石燃料の高騰などにより各施設の光熱水費や燃料費が増大し、8,000万円以上の増額補正がありました。今年度も光熱水費、燃料費は高騰したままの状況であります。福祉健康センター1階の空調機は壊れているとのことですし、役場庁舎の空調機もなかなか温度調整がうまくできないように思われます。

また、職員の執務場所を見ますと、引き続きコロナやインフルエンザの感染予防のために換気が必要なことから、窓に近い職員はより寒さを感じているのではないかと思います。ウオームビズの取組により省エネルギー化を図り、地球温暖化対策に取り組むことはもとより、働きやすい職場環境を整備することは重要だと思います。

職員のウオームビズの取組として、もちろん公務員としての節度を持った服装、TPO（時、場所、場面）を適切に判断して選択する必要があると思いますが、一人一人の体感温度の差をそれぞれの感覚で体温調整を行い、全ての職員さんが働きやすいと感じる服装で勤務することにより、ストレスのない、明るく親しみやすい職場の雰囲気が醸成され、効率のよい働き方を実現し、サービスの向上につながるのではないかと思います。

そこで町長にお尋ねいたします。

環境省では、令和3年度から省エネ、脱炭素行動の一つとして、クールビズ、ウオームビズの一律での期間設定を取りやめ、一人一人の暑さ・寒さの感じ方による快適な服装の選択の推進をしています。

町でも試行的に行い、地球温暖化対策などに取り組む姿勢を町民に示し、啓発していつはどうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 6番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて、おはようございます。

まず最初の、田島議員さんの御質問、ウオームビズについてお答え申し上げたいと思います。ウオームビズは、脱炭素社会の実現に向けた数ある施策の中の一つでありますので、広く脱

炭素社会への町の取組として答弁させていただきたいと思います。

脱炭素社会の実現に向けた町民への啓発につきましては、毎年、広報「かさまつ」1月号、7月号にて省エネルギー対策や節電への協力をお願いしております。

次に、町の取組につきましては、今年度より岐阜市を中心とした5市3町からなる岐阜連携都市圏の環境分野連携会議において、担当課長による脱炭素施策についての協議が始まりました。協議の中では、脱炭素社会の実現に向け、現在、各市町が行っている事業の確認を行うとともに、広域で行うことにより事業効果が期待できる各種施策や啓発などを、公共施設の脱炭素化、民間事業者との連携、住民向けの事業、統一的な広報などの区分に分け、話し合いをスタートさせているところであります。担当での打合せ段階であり、まだ具体的な事業は決まっておりませんが、ウオームビズに限定することなく、脱炭素社会の実現に向けた広域的な連携事業が決まりましたら、適切に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、現在、役場における脱炭素に向けての取組についてであります。これまでも空調機の適切な温度設定や昼休みなどの小まめな消灯などに取り組んでおり、また、クールビズについては、5月から10月までの夏期に実施しております。議員が言われるとおり、気温の感じ方は人それぞれであり、これまでも寒さを感じている職員は膝かけやセーター、高機能インナーなどを着用し、個々に対応しているところであります。

今後、職員の執務中の服装につきましては、職務の環境や気温に応じた服装を個々の職員の判断により選択することとし、過度な空調に頼らない脱炭素、省エネを推進してまいります。

また、職員個人が働きやすいと感じる服装で勤務することにより効率的な働き方につながると思いますので、早い時期に試行したいと思っているところであります。

以上で答弁を終わります。

〔6番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 前向きな答弁ありがとうございました。

ウオームビズについての町の取組状況は分かりました。省エネや脱炭素行動などの地球温暖化対策は、世界中で取り組んでいかなければならない大きな問題であることは認識していても、やはり一人一人の取組になかなかつながっていかないというふうに思います。

ぜひ町民の皆さんが無理のない範囲で取り組んでいただけるよう、いろんな方法で周知啓発をお願いしたいと思います。これは要望させていただきます。

そして、先ほど町長さんもウオームビズに対して試行してくださるという大変いい答弁をいただきましたので、私の願いだけちょっと付け加えさせていただきます。

本当に職員さんが、一人一人がやっぱり伸び伸びと仕事ができ、やはりネクタイとかスーツというどうしてもかしこまったイメージもありますし、伸び伸びと私は仕事をしていて

いただきたいと思うんですね。それで、そうやって余裕ができることで、やはり町民の人に対して、窓口で見えたときに、やはり親切な対応ができていくと思うんです。やはりスーツなんかで割と行政用語を言われて、こうこうこうですよなんていうふうに言われると、特に私のほうに町民さんから、ちょっと冷たい対応をされたとか、本当に結構そういった要望が多いんですね。

ですから、やはり職員の人が伸び伸びできるようになれば仕事も効率化になりますし、そして町民サービスの向上へもつながりますし、またそれをやることによって地球温暖化対策につながるということなので、本当に今後も役場の省エネ対策はしっかり今進めていただいていると思うんですが、やはり職員の方からも私のほうにすごく寒いですという意見も聞いたりするんですね。ですので、やはり部署によって違うと思うんですよね、その環境が。福祉健康センターのところは空調が壊れているし、役場内の議会事務局のところでも、議員ロビーも結構寒いんですよね。そういった個々の職場、建設課なら建設課、住民課なら住民課に一度聞いていただいて、それでストレスのない働きやすい職場環境についても、職員の皆さんの考え、意見を聞いていただきながら進めていただければいいと思いますので、本当に試行して下さるということでありありがとうございます。

下呂市のほうはもう既にやられているということなので、ぜひそちらのほうを参考にさせていただいて、またTPOとかそういったことが分かっている、案外それが分からない職員さんも見えると思いますので、その辺だけちょっと明確にさせていただいて試行していただければいいと思いますが、一言だけ、どのような考えを持ってみえるかだけ教えてください。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員の御指摘のように、やはり部署によって、例えば建設課とか、公民館の職員は外で、現場のほうへ出る機会が大変多うございます。そういうときに、どうしてもこういうスーツで、特にシャツ1枚だと非常に寒い、やはりそういうふうに寒いと、言われるように表情がこわばってしまって、相手に対してもあまりいい印象を与えないこともあると思います。

そういったことで、そこはそれぞれの部署ごとにどういった服装がいいか、あるいは総務課のほうでガイドラインみたいなものをつくってやっていきたいなというふうに思っています。

ただ、ウオームビズでみんな自由にしてもいいよといっても、なかなかどこまでいいんだというところが、個々の職員で戸惑ってしまう部分があると思いますので、そこら辺りは大まかな基準、ちょっとこれはやり過ぎじゃないか、ここまではいいよというような、みんなが分かるようなものをつくって、それから回を、何回もそういうことを積み重ねていけば、おのずとやっぱりみんな分かって、TPOも考えてできるようになると思います。

まずそこから最初の一步としてやって、試行しながら、改善すべきところは適時改善してい

く、そういった気持ちで取り組んでいきたいと思っていますところであります。

〔6番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 町長さん、ありがとうございました。

職員の皆さんとこの町全体が活気が出て、私たち議員のほうも町民のために、町民の暮らしやすさのために頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従って、町民の足、つまり町民バス等について質問させていただきます。

1点目の町民バスについてであります。

町民バスの歴史は、中学校の統合を機に昭和61年から通学バスを運行し、通学バス以外の空き時間を利用して町民巡回バスの運行が開始をされました。その後、検討を重ねられ、公共施設や庁舎等への交通利便性を高め、行政サービスの充実を図るため、平成5年8月から通学バスから公共施設巡回バスへと移行し、1日4回の試行運転が開始をされました。

町民臨時バスと公共施設巡回バス、町民バスの2本立て運行へと充実・移行されました。

その後、令和3年度で町民臨時バスは廃止をされ、巡回町民バスとして運行が継続されました。平成17年10月から本格運行に伴い、1回100円の有償運行となり、現在に至っております。

現在は、運行バス2台、予備車2台の4台体制で、令和4年度で本格運行開始18年となりました。令和4年度の実績は、利用者7万3,659人、利用者収入額657万円、その他の収入としまして、県の補助金390万3,000円、広告料76万1,000円で、収入総額は1,123万4,000円となりました。バス車両運行管理業務委託料は、令和4年から令和6年の3年契約で年間2,640万円、それから車検・整備代等として726万7,000円、つまり令和4年度の町負担の総額は2,243万3,000円でありました。

また、バスの購入代金は、令和3年5月に2台を購入しております。その実績は3,938万円。経験値としまして、7年間を使用して予備車となるため、2台で年間562万6,000円の負担となります。

結論として、令和4年度、100円を支払った人に対する必要経費の割合は427.0となり、100円を稼ぐのに427円の経費がかかりました。

そこで提案ですが、100円の有償運行は令和4年で18年となり、令和5年度から定期券の導入や物価上昇が見込まれ、収益率がさらに悪化することが予想されることから、100円を200円に値上げしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

巡回町民バスについて、もう一点、お尋ねをいたします。

巡回町民バスの本格運行から18年を経過することから、今までにいろいろな事故があったと思いますが、つい最近、11月9日にもバスが故障し、予備車2台も点検等で使用できず、代用車、レンタカーと聞きましたが、レンタカーで運行されたという事態が起きました。そこで、事故等で運行不能となった場合の対応マニュアル等があるかお尋ねしたいと思います。

続きまして2点目でございますが、チョイソコカラタンについてお尋ねいたします。

チョイソコカラタンは、令和3年10月から実証実験が始まりましたが、コロナウイルスの関係で利用者が少なく、継続するか判断に至らず、令和5年度も実証実験が継続され、令和6年2月に終了すると聞いております。

チョイソコカラタンの概要であります。運行車両は1台、それから町内停留所58か所、町負担分が28か所、業者収入分が30か所です。運行時間は不定期、場所と時間は指定、電話予約ができるという状況でございます。利用の時間帯は8時半から17時30分、5時半までです。運賃は250円と500円の2種類。運休日でございますが、土曜、日曜、年末年始ということで、車両代、運転手、ガソリン代等は業者負担となっております。

そこで、令和5年度の実証実験を検証してみますと、事業者への負担金580万8,000円、それから利用者の数でございますが、令和5年4月から9月、半年間736人、これは1日6人程度の利用でございます。登録者数は令和5年9月末で347人、それから業者の停留所の収入でございますが、180万、1か所1か月5,000円でございますので、12か月30本ということで180万でございます。

笠松町の収入としましてはございません。事業者の収入でございますが、補助金の580万8,000円、それから停留所の収入180万、利用料の収入は18万4,000円ですので、合計して、事業者の収入としまして1年間、779万2,000円ということです。このような状況を踏まえまして、今後、負担金が増額となることも十分考えられますが、令和6年2月で実証実験が終了しますが、継続するかどうか、その点をお尋ねいたします。

次、3点目のタクシーの運賃補助についてであります。

タクシーの補助につきましては、コロナワクチンの集団接種でタクシーの補助券を利用された方もおられると思いますが、集団接種時のタクシー、バス、乗車補助券は、タクシー200円、町民バス無料、チョイソコカラタン無料、65歳以上の方と障害手帳をお持ちの方となっております。令和3年度の実績を見てみますと、といいますのは、これはコロナワクチンの一番最初ですね、令和3年度は2回半でございました。一般タクシーの乗車率でございますが、2,278台、福祉タクシー71台、合計2,349台が利用されました。対象者は、先ほど申しましたように、65歳以上の方6,083人、それから12歳から64歳で障害手帳をお持ちの方で接種時の最初の回だけ、これが424人、合計6,507人という結果でございます。タクシーの利用率は、対象者の7.5%の方が利用されました。

今後ますます高齢化が進む中で、歩ける高齢者、車椅子を利用して外出できる人、買物帰りに荷物があるので停留所から帰宅が困難となる方が玄関から玄関までの利用可能なタクシーに補助金を出してはどうかと考えますが、以上3点についてお尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからの御質問、町民バスについて、まず、バスの運賃の値上げについての御提案に対して答弁させていただきたいと思います。

現在の公共施設巡回町民バスの運行につきましては、これまでも議員の皆様と一緒に協力を重ね、改善をまいりました。直近では、令和2年度に名鉄笠松駅を通勤・通学に利用する住民のために、朝6時台と夜7時台の増便に加え、松波総合病院北館への乗り入れを実現しました。また、令和5年度より各種定期券を導入し、日常的に利用される方の利便性を高めてまいりました。

コロナ後となった現在、利用者は増加傾向にあり、令和4年度には7万3,659名、今年度も前年比114%とコロナ前に迫る勢いがあります。これらのデータから、従前どおり巡回町民バスは住民の生活に直結しているものと再認識しているところであります。

このような中、議員御提案の運賃の値上げは、今日の物価高騰及び収益率の減少などを鑑みますと、今後も継続的に巡回町民バスを運行していくには受益者負担の増額を求めていくことは必要かもしれません。しかしながら、当町には営利事業として成り立つ町内全域を網羅したバス路線がなく、町が主体となって道路運送法第79条、自家用有償旅客運送における交通空白輸送を実施していることは、地域皆さんの移動手段確保の責務を担っているところであり、ある程度の財政負担による運営も必要と考えております。

また、当町では、高齢者も含め多くの方々に運賃を負担していただいております。物価高騰が家計を直撃する中、名鉄や岐阜バスなどの公共交通の運賃値上げを大幅に上回る料金設定、加えて周辺市町のコミュニティバスの運賃も100円で運行しており、倍の200円に値上げすることは、バスの乗車控えが懸念されるところであります。

当面は、利用者の増加を図るものとして、これまで乗車したことのない方々に巡回町民バスのよさを知ってもらおうと、今年度初めて実施した無料乗車デーなどの新たな利用者を開拓する施策や、広報「かさまつ」特集記事による周知啓発活動などを継続するとともに、新たなバス広告掲載事業者を募り、少しでも収益率の向上を図り、これまで以上に住民に欠かせない公共交通手段となるよう努めてまいります。

続きまして、事故等の運行不能になったときの対応マニュアルについてでございますが、定期的に起こり得る台風や大雪など天候に起因する運行不能の場合は、作成済みの対応マニユア

ル及び運行事業者との緊急連絡網に従い、双方が連携して役割分担を担ってその対応に努めているところでありますが、今回のような故障や事故など不測の事態が発生した場合は、当マニュアルを基本としながらも、規模や場所、相手によって様々な対応が求められるため、その都度庁内及び運行事業者と協議し、利用者に極力御迷惑がかからない最善策で対応するものとしております。

今回の事案につきましては、町が保有している4台中2台が故障のため修理工場に入庫しており、予備車がない状況での故障となり、町にも運行事業者にも巡回町民バスとして代用できる車両がなく、急遽レンタカーにてマイクロバスを手配し、通常の自家用有償運行と違う形態として無料運行で対応したところであります。

運行不能となったバスに乗車していた方につきましては、数名は目的地までお送りしましたが、1名は急いでいたため最寄りの岐阜バスバス停まで徒歩で移動されたようです。町民への故障による欠便・遅延の周知方法は、バスのロケーションシステムへの掲載や公式LINEにて経過状況を発信し、利用者の方々が逐次情報を把握できるよう対応いたしました。故障や事故などによる運行不能の事案は、多様なケースとなり、マニュアルでの対応に則さない場合が多いと認識しています。道路運送法にのっとり、利用者ファーストの対応を原則として運行事業者と共に迅速で安全、柔軟な対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

続きまして、チョイソコカラタンの今後についてであります。チョイソコカラタンの実証実験は、巡回町民バスの空白地帯の解消や、買物、通院に特化した交通弱者の移動手段の確保を目指し、デマンド型乗り合い送迎サービスとして運行しており、また、移動手段を提供することで住民の方々の外出機会を増やし、健康維持・増進を図るものとして、令和3年度から開始し、今年度で3年目になります。

このチョイソコカラタンを利用するためには事前登録が必須であり、担当では、令和4年度末の登録者278名から400名まで増やそうと目標を掲げ、ふれあい喫茶やサロン、高齢者が定期的に活動する各種サークル活動に出向いて周知啓発を行い、10月末時点では373名までに増加させました。また、この9月からは、LINE上で会員登録・乗車予約ができる公式アカウントの運用を開始し、予約方法も利用者ニーズに応じた形式で対応できるようになりました。

月間の延べ利用者数も、年度当初の100名前後から、11月は150名へと増加しており、利用者からの、利用してみると簡単・便利だったという口コミが広がり、チョイソコカラタンが徐々に定着しつつあるものと考えております。

このチョイソコカラタンを交通インフラとして整備するメリットは、1. 笠松町内からカラフルタウンはもちろん、岐阜市、柳津、鶉、日置江エリアのスーパーやドラッグストア、病院の近隣停留所へスムーズに広域移動できる貴重な公共交通として、買物や通院に不自由している方々の利便性の向上を図っていく。2. 今はまだ必要としていないが、近い将来、免許証返

納などにより車が乗れなくなってしまった場合の移動手段の確保として不安払拭につなげていく。３．アイシンのチョイソコシステムを利用した近隣市町との広域連携も模索し、より広範囲な住民移動の手段を確保していくなどが上げられます。

以上のことから、チョイソコカラタンを地域公共交通の一つとして、令和６年３月からの本格運行に向けて、今月中旬に予定しております地域公共交通会議に諮る予定であり、道路運送法第４条に基づく手続を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、３つ目のタクシー乗車補助金に対する御提案に対してであります。当町のワクチンタクシー補助制度は、少しでも多くの高齢者・障がい者の方々に集団接種を受けていただくよう移動手段の確保、またコロナ禍で利用が激減した地元タクシー事業者への支援も含めて、自宅と会場までの自己負担200円以上の料金について、交付金などを活用してタクシー事業者への補助を実施しています。タクシーの利点としては、ドア・ツー・ドアサービスであるため、より一層高齢化が進む中において、利用者の身体的負担がほかの公共交通手段よりも極めて小さいことが特徴であります。一方で、恒常的にタクシー利用者へ運賃補助を実施することは、高齢者を含め、利用者が増加するほど多額の財政支出が伴い、その財源確保に加え、タクシー業界側もドライバー不足、いわゆる2024年問題が懸念されており、利用者との需給バランスの均衡確保も課題として上げられます。

タクシーは1便当たりの輸送力がバスやデマンドタクシーと比較すると小さく、当町ではより多くの方が利用できる巡回町民バスやチョイソコカラタンを公共交通施策として展開すべきであると考えています。補助制度を導入するには、補助対象者の絞り込み、タクシーの延べ利用数や移動距離、自己負担額や妥当な助成額などのシミュレーションを実施するとともに、必要な予算の算出、タクシー事業者の選定及び事前協議など、制度設計に多くの時間を要することが想定されます。

また、国においても、タクシー不足の解消策として、一般ドライバーが自家用車を使い、乗客を輸送し、料金をもらう新たな交通サービス、ライドシェアの検討を始めたところであります。タクシー補助に近いサービスであるチョイソコカラタンの本格運行を令和６年３月に開始を見据えている中、その利用実績や交通を取り巻く社会情勢の動向を見ながら、タクシー補助については引き続き調査・研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

〔３番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） ３番 高橋伸治議員。

○３番（高橋伸治君） 大変丁寧な御説明をいただきありがとうございました。

それではまず再質問ということで、町民バスについて質問させていただきます。

先ほど町長さんの答弁の中で、ある程度の財政負担は考えておるということでございますが、令和５年度に導入する、先ほど言いましたように定期券の導入とかそういうものをする、収

益率等は非常に悪くなると。もう一点、利用者が増えるという答弁がございましたが、ちょっとこれはほかの話にそれるんですが、例えばリバーサイドで、駐車場なしでやります、町民バスは無料ですよということになるんですが、それはそもそも町として駐車場を確保してやるべきじゃないかなと、どうして調整ができなかったかなという、その町のイベントに対する考え方が一つ問われるんじゃないかなというのが私の考え方です。

それから、今言ったように、無料の方で利用者数は確かに伸びてきます。伸びてきますが、収益率が上がらないという状況がありますので、どの程度の負担を考えておられるのかということをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、定期券の導入等々、今年度から実施をいたしました。それによって収益率もさらに下がるのではないかと、今後、町としてのその負担をどう考えていくかということですが、やはり地域公共交通と申しますのは、地域住民の方の日常生活やその社会生活におけます移動等のための交通手段を確保するというような責務もございますので、できる限り、先ほど町長答弁申しましたが、利用者も増やす、それ以外の広告等での収益も増やすなどをして、できるだけ今の負担のままで実施ができればというふうな考えでおります。

また、イベントの際の駐車場の確保という件でございますが、やはりみなと公園駐車場にも限りがございます。もちろん隣の競馬場さんの駐車場もございますが、あちらにつきましては競馬場開催等々がありますので、うちのほうでイベントのほうで借りることができないということで、その無料の町民バスを運行して来場者に来ていただくような方法を取らせていただいております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3 番 高橋伸治議員。

○3 番（高橋伸治君） 私も町民バスというのは住民の足ということで、その必要性和かというのは認めますが、現在のところ、100円を稼ぐのに430円ぐらいかかっているということで、利用者が増えるんですが、先ほど言いましたように収益が上がるとは今のところ思えないです。私個人の考え方ですが、ですから収益率は悪化するというふうに思いますし、通常の物価高、皆さん賃上げ、会社のほうが上がりますので、その賃上げによつての当然物価上昇。

それからバスですが、先ほど7年をとということを申し上げましたが、前回購入したときより15%上がっているんですね、買ったとき。次回変えるときは多分20%か25%、バス代が上がります。ということを考えると、とても収益率が上がるとは思えないんですが、取りあえずその前提として利用者を増やしていただくように努めていただきたいというのが1点です。

それから、先ほどちょっと部長答弁であつたんですが、みなと公園の駐車場と競馬場の駐車

場は違うというようなお話でしたが、町長はナンバー２ということで前回の答弁があったんですが、管理者ということなので、そこら辺の調整はできなかったのかなあと、今後やられるとしたら、そういう空いた日で、借りられる日にやれば、もっと町民は気楽に来られるかなあと、いうふうに私は考えますが、その点についてお尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 基本的にやはり、競馬組合のほうは競馬組合の運営に任せておりますし、どうしても場外、特に議員も御承知かと思いますが、G 1 レースというのがやはり日曜日、今の笠松競馬場、普通の開催だと平日が600人から700人になるんですが、J R Aですと、それを1,000人以上の方がいらっしゃるということであります。なので、その部分で、競馬場としても、これから厩舎の移転問題で非常にお金を稼がなきゃいけない状況であるので、そこをあえてうちのイベントのためにということは積極的にお願いしたところでも、難しい部分があると思います。

そしてもう一つは、先ほど田島議員の答弁にもありましたが、脱炭素の中で、できる限り、やはり車じゃなく、公共交通手段、あるいは徒歩、自転車であっていただくのがこれからのそういう環境保全の取組でもないかと思えますし、みなと公園は名鉄駅から歩いて10分ぐらいという比較的近い距離にありますので、そういったことも利用していただく、そういう点においてもお願いしたいとは思っております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3 番 高橋伸治議員。

○3 番（高橋伸治君） 町民バスについてはそれぐらいにしまして、次のチョイソコカラタンについてちょっとお尋ねをいたします。

先ほど答弁でもございましたが、カラフルタウンとか柳津、鶉、日置江のスーパーとかドラッグストアに行けるということで、非常に便利になっておるという話でございますが、チョイソコカラタンそのものが今運行されているのは以前の町民バスの空白地帯ということですが、そこは今は家を建てておられるけど、20年ぐらい前ですが、建っていなかったということで、路線バスが当時は走らなかったと思うんですけども、そこに足がないことを承知で家を建てられたという人も多分あるでしょう。若い人が多いということで、足の確保はされているというふうに私は考えます。

ですから、先ほど登録者数は増えているというお話ですが、利用者が非常に少ない。先ほど言いましたように、チョイソコの利用者は1日6人、これは多分3人でしょう、往復使った人で3人しか使っていないです。そういうのに、業者に支払っているお金、総額800万円です。悪く言えば、我々再雇用されたような人で十分できる1日3往復、決まった停留所から決まった停留所まで走るだけですね、こういうのについて、今後、先ほど質問の中では、負担金が増

えるかも分からないということを申し上げましたが、下がるとか、なくなるというような予想はどうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほども少し触れましたが、必ずしもチョイソコカラタンがもう10年、20年、この形態が続くというふうには私自身は考えていません。今、ライドシェアの話も出ましたし、いろんな新しいそういった費用対効果、あるいは利便性が高い手段があれば、それも導入していくのも一つ視野に入れていかなきゃいけないと思います。

議員のおっしゃられるとおり、必ずしも収益率等を見ますと、ベストではないですが、今の段階ではベターだと思いますし、また議員が先ほど言ったタクシーの補助金等も、もしそういったものがしっかりと制度設計ができ、利用が増えるようであれば、そういったものも検討していくことで、もう柔軟には対応していくつもりでありますので、これに固執するんではないですが、今の段階では、我々の中ではチョイソコカラタンが空白地帯を埋めるにはベターではないかという判断であることを御承知おきしていただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） チョイソコカラタンが継続的に、長期にわたるということは取りあえず考えてみえないということでございますので、了解をいたしました。

最後の質問ですが、タクシーの補助についてということで、コロナワクチンのときに、そのタクシー乗車券が200円で利用できると、当然私も、正直に言って利用しようかなと思ったんですけども、恥ずかしくて利用しなかって、マイカーで行きました。ということで、ほとんどの人が足を確保できた。結果、先ほど言いましたように7.5%の人しかタクシーとかそういう福祉タクシーを利用されなかったということで、これは私の提案ですが、例えば敬老会といいますか、何か昼食をされたというのが、多分広報で三十何人ということであったと思いますが、先ほど住民課のほうで聞きましたら、例えば88歳の人で考えるなら全体で124人しか笠松に見えない。だからそういう昼食会があったときの例えば記念品のような形で、多分コロナと一緒に、2回ですね、そういう行って帰ってくる、2回セットですので、そういうようなやつを記念品と言ったらおかしいですけど、そういうものを差し上げたらどうかなと。

まるきり自己負担で全額笠松というわけじゃない、チョイソコカラタンと同じように500円は自己負担していただくというような形で、範囲はチョイソコカラタンと同じエリアで結構ですので、そういう形をタクシー、玄関から玄関まで行けるような形のを考えたらどうかなあという、これは提案でございますが。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ちょっと確認させてもらって、それ敬老会が今無料で送迎していますが、

それ以外に、何かそういうクーポン券を入れたらどうかということですか。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 先ほど言いましたように、記念品とかそういうふうな形で、出歩く機会ですか、外出の機会を提供するという意味で、そういうのを提案したらどうかと、私の提案ですけれども、そういうお試しセットみたいな形のやつをしてみたらどうかというふうに思うわけです。どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今ちょっと急に言われたもので、今すぐには即答できませんが、またちょっと内部でそういうことが可能かどうかも含めて一度検討させていただきたいと思っています。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 町長さんから一応前向きといいますか、内部で一応検討してはしてみるということでございますので、前向きの回答をいただいたということで、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） この際、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

今回は、ハラスメントの問題の取組について質問いたします。

質問の前に、まず誤解があるといけませんので先に申しておきますけど、ここ笠松町において既にハラスメントの問題が起きているとかそういうことを聞いているわけでもございませんし、私に相談の案件があるということでもございませんので、あくまでもその追及することではなく、現状とお考えをお尋ねしたくこの質問をさせていただきます。

近年、ハラスメント問題が多くテレビなどでも取り上げられております。特に、市町村での市長や町長の職員に対するハラスメントがテレビなどでもよく報道されております。ここ岐阜県内での事例も結構あるようですね。

一概にハラスメントといいましても、性的なセクシュアルハラスメントから暴言などのパワ

ーハラスメント、精神的に追い詰められるモラルハラスメント、そしてアルコール強要などのアルハラなんていうのもあるようですね。全てのハラスメントにおいて、被害者が不快になったという被害者側の感じ方が判断のポイントになっているようですね。話す側がそんなつもりで言ったり、行ったりしたわけではないと言いましても、それによって精神的ダメージを受けたと言われたら、全てがハラスメント行為とみなされてしまうのが現実です。

また、女性であるというだけでお茶くみや掃除、それから私用などを強要することや、職場外でのカラオケでのデュエットを強要したりとか、お酒の席で上司の隣の席に指定してお酌を強要するなんていうのも、もう今ではセクハラやアルハラになることになっているようですね。

これは、役場内だけでなく、教育の現場の小学校や中学校でも、先生と生徒という間柄でも、特にパワハラは起きがちです。役職や先生のように優位性のある人が、不必要な言動で精神的、身体的に苦痛を与えることはよくあることです。

お聞きした驚いた例をちょっと出しますと、小さい男の子が転んで泣いていたときに、ある大人の人がそんなことで泣くんじゃない、男の子だろうと励ましたら、実はその男の子は心は女の子であって心に傷がついたと、そういう事例があったというのでも聞きます。

また、スポーツなどですごく頑張った子に先生などがハグをして、よく頑張ったなあと功績をたたえたことが、その生徒からは、抱かれたとか、セクハラにあったとか、そんなふうに訴えられてしまったという事例もあったようです。

私も小さい頃から野球部に所属しまして、体育系の指導の中で生きてきたこともありまして、当時はびんたであったりとか、棒でたたかれたりとかそんなこともあった時代ではあったんですけど、なので今のこの時代のパワハラに関していいますと、本当にこれっていいことなのかなとか、子供のためになっているのかなとか、そんなふうに思うことも正直あったりするんですけど、今の時代では、指導は怒るよりも褒める指導が当たり前になってきていたりもします。

私の子供も小学生の野球チームに所属していたりするんですけど、相手チームの監督などで、たまに物すごい暴言で子供にその指導をしている人も見かけたりします。ある意味子供がかわいそうだなあなんて思えてきたりするときもあります。ですが、指導者も、職場の上司であっても、悪気があって注意しているわけではないとは思うんですね。これは大人でも子供でも同じなんですけれど、その人、その子が悪いところがあり、その子に対して変わってほしいと、成長してほしいと思い、上司はそこを、言動を強く言うてしまうということもあると思うんです。それでも、分かっていますが、今の時代はそれが通用しないのが現実なんですよ。先ほども言いましたが、被害者が不快になったという本人の感じ方が判定のポイントになってしまいます。

そしてもう一つ、今、SNSやネットへの書き込みに対して被害を訴えられるケースも多く

見られます。これも、本人は匿名で書き込みをしているからばれないだろうとか、特定の名前を出したわけじゃないから大丈夫だろうと思っている人が多いようなんですが、活字というものの怖さ、SNSに限らず相手を傷つけるケースは昔からこれはよくある話です。LINEやフェイスブックなどで傷つけるつもりはなく書き込みをしてしまったことが、意外とその言葉を勘違いされて相手を不愉快にさせてしまったということもよく聞きます。それで訴えられてしまうなんていうこともよくある話です。

ただ逆に、このネットの書き込み等がすごく今頻繁に行われている中で、いろんな行動等が逆にやりたくてもやれないと、もし何かあったらすぐネットなんかでたたかれてしまったりとか、管理者は誰だとか、主催者はどこだとか、そのような書き込みがすごく強くされている現状の中で、そういうことを先に思ってしまうと、やることもやれないと、逆にもうやらないほうがましじゃないかと、そんなような判断が取られてしまう、そんな現状も今あるようです。

そこで、町長また教育長にお尋ねいたします。

職場や教育の現場において、先生や上司に対し指導を徹底されていることや、御本人において気をつけられていること、また職場などでマニュアルなどを徹底されていることがあればその現状も含めここで教えていただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからのハラスメント問題についての御質問に対して答弁させていただきます。

まず初めに、私がハラスメントに対し配慮している点といたしましては、私の言動などにより相手に不快な思いをさせたり、傷ついたりしていないかであります。議員が先ほど質問の中で言われたとおり、受け取る側が不快な感情を抱けば即ハラスメントが成立することになりますので、相手の表情や考えを酌み取りながら、全ての職員と円滑なコミュニケーションを図ることを常日頃から心がけているところであります。

職員に対しましては、ハラスメントの防止などに関する要綱を制定するとともに、ハラスメントをなくすために認識すべき事項などを周知徹底することにより、ハラスメントのない環境づくりを心がけております。

なお、今年度の取組といたしましては、主査級以上の職員を対象にしたハラスメント防止の研修を開催しており、今後もこのような研修を開催していきたいと考えています。また、相談しやすい環境を整える一環として、町の産業医を相談員と委嘱し、さらに苦情相談がある場合、若手職員が相談員との連絡調整を担う相談担当員を設置し、相談体制を拡充したところであります。

私からの答弁は以上であります。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 間宮議員の御質問、ハラスメント問題に係る対策や指導についてお答えをいたします。

初めに、ハラスメント問題への対策として日頃私が思っていること、考えていることは、相手の立場に立って自分ならどうかと考えること、これが最も基本的なことじゃないかなと、そんなことを思っています。

また、議員御指摘にもありましたけれども、教職員による児童・生徒へのハラスメントや体罰については、絶対にあってはならないことだと深く認識をしております。こうした考え方をお示した上で、具体的に行っていることについて御説明をさせていただきます。

羽島郡二町教育委員会では、令和2年4月1日に制定をいたしました職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する方針というものを教育という冊子に掲載をして各学校に配付するとともに、年度当初の校長会において周知すべき事項を確認して、そして各学校の職員への指導につないでおります。この教育という冊子につきましては、議員の方々にもお配りをしているものでございます。その中には、職員間におけるハラスメント防止の運用要領のほかにも、別紙として児童・生徒に対する指導に当たっての留意事項も併記し、児童・生徒への不適切な言動が起きないように教職員の具体的な留意事項、また監督者の留意事項も設けて指導の徹底を図っているところでございます。

また、岐阜教育事務所より指導を受けております不祥事根絶に向けての重点項目というのがございますけれども、このコンプライアンスチェックを毎月実施しております。本年度のハラスメントに関わる研修につきましては、5月にコンプライアンスの遵守、6月に体罰をしない・させない・許さない、7、8月に不適切な行為の禁止、そして11月には動画を使ってハラスメントのない職場環境づくりを全ての学校で実施してまいりました。

その方法といたしましては、ハラスメント未然防止のためのケーススタディーであるとか、あるいはセルフチェックシートを用いた事例研修、あるいは職場の同僚性を高めるためにエンカウンターという手法を用いて意見交流をするなど、そうしたことがございます。

また、管理職は常日頃から校内を巡視しながら、言葉の使い方、あるいは名前の呼び方、あるいは児童・生徒との適切な距離感などについて教職員の指導の様子、あるいは子供の表情や気になる点があった場合は、適宜個別に対応するよう努めております。

教職員は、児童・生徒の成長を願って指導、助言、援助等を日々行っております。それが、本人の意思や思いを酌み取らない無理強いになったり、あるいは人権を損なうような言葉や圧力での指導となったりすれば、児童・生徒の健全な成長を促すことはできないと考えます。また、むやみに褒めればよいというものでもないと思っておりますし、大切なことは個の実態、

状況や目的意識によって関わり方や声をかける内容、そうしたものが変わるものとも捉えております。児童・生徒自身が頑張ろう、頑張れると、納得した適度な目標を掲げて努力をすること、そしてそれを成し遂げたときの児童・生徒の喜びを教師自身のものとして受け止めて、それに子供と寄り添いながら温かい応援ができる教職員を育成したいと考えております。

教育の目的である人格の完成を目指し、知識、技能、あるいは思考力・判断力・表現力、あるいは学びに向かう人間性という知の側面、他を思いやるなどの徳の側面、そして健康、安全という体の側面、そうしたものがバランスよく成長がはかれるような、そうした形で教職員への研修に向かい、指導、助言を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） 私が言うまでもなく、今笠松町教育現場等でもしっかりとそういう指導等をされているということを今お聞きいたしましてほっとしているところと、ただ、今現状、いろんな報道等で本当に多くの方が報道されておられます。そんな中で、つい先日インターネットで、厚労省の2023年の最新データというものがありましたので、少しここで紹介させていただきたいと思います。

既に相談件数とか、どのような相談があったとか、今後の防止対策とか、そんなことも結構40ページぐらいに分かれて書かれていました。インターネット等ですぐダウンロード等もできるので、もしあれでしたら見ていただければと思うんですが、その中で書いてあったのが、相談件数は過去14年間連続で100万件以上を超えていると。今年度に至っては、過去最多の相談件数が更新をされているということでした。全体の65.8%が過去にハラスメントを感じた経験があるという回答がされており、近年この1年間では51.9%、もう半数以上の人ハラスメントをされているというふうに感じられていると。

その年代別は、30代と40代の人もうほとんどで、8割以上ということでありました。ここでまたびっくりしたのは、男女において差がほとんどないということが書かれておりました。このハラスメントを感じた経験のある人たちの種類を聞きますと、やはりほとんどが、80%以上がパワハラであるということで、あとはモラハラであったり、セクハラであったりというのが多少はあるようですけれど、具体的な内容をそこで読んでいますと、やはり個人を否定する、された、されるような言動ということであったりとか、能力を否定されるような言動、そういうことをされたということで精神的に気持ちが病んだというようなことが書かれていました。

その中で具体的な防止策の対策として書かれていたのは、今も町長が述べられましたけれど、相談窓口を各箇所に設けているというところがやはりその具体的な防止対策ということ。それともう一つ、ハラスメントのガイドラインの周知ということで、マニュアルの作成というところを、これは会社等というのが多かったんですが、会社などではやられているということがそ

こには書かれていました。全てにおいてその防止策としての第一前提としては、今教育長も町長もおっしゃられましたけれど、コミュニケーションを常にとるところが一番大事であり、お互いの意思疎通を行うことが大切であるということが大前提であるということで防止策として書かれておりました。

その中で、今町長も相談窓口を設けますよとかということをおっしゃられたわけですが、もちろんこれは職員とかだけでなく、例えば学校でいくと先生と生徒というだけでなく、生徒同士というのものもあるかもしれませんし、先生同士というのものもあるかもしれませんし、あと町民などですごく悩んでいる人も見えるかもしれません。

そういう意味で1つ質問ですが、その窓口というところにおいて、例えば、意見箱みたいなものでもいいんですけど、そういうものを設置して、町民であったり、生徒であったりの意見を直接聞けるような、またそこに何らかの助言ができるような体制というのを整えていってもらえるとまたいいんじゃないかなあと思いますが、その辺りどうお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 子供たちの思いを酌み取るということでいろんな手法を取っておりますけれども、まず学校としては学級担任がいるんですが、とにかく話しやすい先生に話しましょうと、話してくださいね、話さないねということをお子たちにも言っておりますし、大きな問題としてはハラスメントとちょっと違うかもしれませんが、いじめ問題等もございますので、学期に一度といいますか、年に3回程度ですかね、子供たちにアンケートを取って、不快な思いをしたことがないかどうか、そうしたものをきちんと子供たちの口から聞いて、それに対して何かあれば対応しているというような形でヒアリングを行っております。以上です。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 意見箱等の設置ということでございます。

もちろん、ハラスメントだけではなく町政全般に関しまして、ふれあい意見箱というのを公共施設、現在8か所に設置をしております。そこに紙とかでいろんな御要望、御意見等を投函していただいて、いろんな、名指しとかクレームとかそういうもの以外については、ホームページ等で回答するというような形を取らせていただいております。

〔1番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

もう既に現場においてそのような行動をしていただいているということはすごくうれしいことですし、逆に町民も安心して生活できるという環境があると思います。そういうところにおいても、今こういう時代になってきてしまった以上、守るべきところは守るところにお

いて、やらざるを得ないところもあるのかなあというところは思います。

もう一つ、先ほどのその防止策というところの中に、そのマニュアル作成というところも出ておりました。例えば、これもちっと自分のあれでいきますと、つい先日、私軟式野球連盟の理事をちっとさせていただいているんですが、県の連盟にちっと行っておりましたときに、やはりもう県の審判団にも、各チームの監督、コーチに対して、もし試合中であったとしても、暴言であったり、その指導する言葉があまりよろしくない言葉を使っている場合には、試合を止めてでも注意をするようにというマニュアルがもう作成されておりました。それに伴って、例えば審判の判断というところにもなるんでしょうが、その試合を止めてでもその言動に対して注意をしていくというマニュアルができていくということもあります。

いわゆる、先ほども言いましたけれど、自分ではそんなつもりもなく、例えば今の話でいくと、子供に成長してほしい、今の行動はよくない行動だということにおいて、何をやっておるんやという一言を出してしまうというのは、これはしょうがないことなのかもしれませんけれど、それを逆に今の例でいうと、他人、いわゆる審判から注意をされることでまた自分をそこで見詰め直すことにつながったりとか、いわゆる他人から一つ注意をされることでその自分を見詰め直す、今の言動いけなかったかなというところを見詰め直すことにもなるような気がするんです。

なので、そういう意味でそういうマニュアル作成というところ、作成までいかないにしてもそのように他人というか近くにいる者でもいいので、その助言をし合いながらお互いを高めていくというところも必要なのかなあというところをと思いますが、その辺りはどうお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 一応マニュアルは作ってあります。役場内では、セクシュアルハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針という形でマニュアルはありますが、ただ私の個人的な考えを申し上げさせていただきますと、幾らマニュアルを作ってもそれをしっかりとやっぱ肝に銘じていかなきゃいけない、それが大事だと思います。これまでいろいろなこういうセクハラ、パワハラ、そういうハラスメントのそういう事案を見ていると、ハラスメントする側の価値観とか基準というのが、今の社会情勢にマッチしていないことが一つ大きな要因になっているのではないかと思います。ああいう釈明会見等をよく耳にすると、例えば昔ならこれはハラスメントにならなかったとか、あるいはまさか相手がそういうふうを受け取るとは思わなかったという声がよく聞かれますが、これは言うならば、意識を今の時代に合わせてアップデートしていないから起きるのではないのかなというふうに思います。

先ほど議員が、野球で、いやスポーツで厳しい指導、声を荒げるというのは、裏を返せば、昔はこれは熱血の先生、監督だったんですが、今の時代だと強い言葉じゃないと相手を動かさ

ない、いわゆる威圧させないとその子供を動かさないというのは指導力不足というふうに捉える風潮が強まっていると思います。なのでそういった自分の価値観とかそういうのも大事なんですが、やっぱり今の時代はこうだ、相手はこういうふうを受け取ってくれないよと、自分たちがよかれと思っている、あるいは自分ではセーフだと思っていることが人によってはそれはアウトだと、そういうことをやっぱり常日頃からその時代の流れ、いわゆるセンスを磨くというふうに私はいつも言っているんですが、そういったことが特に人の上に立つ者や役職にある者というのは重要だと思っています。

やはり、これは逆にそういったことに目を光らせていることが、自分の心にいつもそういうふうに思っていることが、コミュニケーションを円滑にし、自分の意見や考えを押しつけるんじゃなく、特に若い人たちの考えも酌むような、そういう姿勢が組織の中で円滑にし、そしてそれぞれのパフォーマンスを最大限に引き上げることにつながるのではないかと私自身思っていますので、また幹部職員の中でもそういった意見交換をしながら、一人一人が、やりがいと生きがいと働きがいを持ったそういう環境に、この役場の中では努めていきたいと思っていますので、またお気づきの点があったら早めに教えていただけると、我々もしっかりと対応できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 教育の現場でのことについてお答えしたいと思うんですが、先ほど教育委員会としての指針を作ったということでお伝えをしておりますけれども、一つマニュアルというのはなぜあるのかというふうに考えたときに、それぞれの認識の違いはやっぱりあるので、ある程度認識を統一するというか、そうした一つの役割もマニュアルの中にはあるのかなというふうに思っています。自分の考えが違っていたなということがあると、マニュアルによって気づくこともあるかなというふうに思います。マニュアルの役割はほかにもあるかもしれませんが、一つそんな考え方をしています。

ハラスメントと直接つながるかどうかわからないんですけども、例えば子供がよくない言動をしたときに、じゃあ先生は注意をしないのか、それは教育じゃないですよね。やっぱりいけないことはいけないと伝えないと駄目だと思うし、ましてや人体に関わるというか人の命に関わるようなもし言動が見られたなら、やっぱりそこで私やったら大きな声を出してやめろと言います、やっぱり。言わなきゃいけないと、そういう時代がどうであってもしそういうことをしなきゃいけないと私は思っています。

ただ、いろんな言動の裏に必ず子供の心があるので、その子供の心をいかにつかめるかという、そこが一番のポイントだと思うんですね。だから、例えばよくない言動があったときに、皆さんそこで注意する、どういう形で声をかけるかわかんないんですけども、ちょっと来やあと、おいでと言って、今あなたこういうことしたけど間違いないとまず聞いて、それはあな

たがやったの、自分がやったと言うなら、相手の子の立場になって、自分がもしそういうことを言われたりされたりしたらどういう気持ちになるのというような形で、当事者意識というか、その辺をきちっとかみ砕きながら、そこで、ああやっぱりこの行為は望ましくなかったんだということをきちっと自分が理解をして、じゃあ次に自分はこういうふうにしていきますというような、謝罪をさせるんじゃないくて、自らそういう行動に踏み切れるような指導をしていくのが私は学校だと思っているので、そういったことを大事にしたいというふうに思っています。

お答えになっていますか。ちょっとハラスメントとは違うかもしれませんが、大人の社会もそうしたことというのは大事じゃないかなというふうに思っています。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。私も質問している立場であるんですが、すごく勉強させていただいたところでございます。

最後になりますが、質問ではないんですけど、先ほども言いましたが、例えばインターネット等の書き込みですね、そういうところも含めてですが、これは私自身も含めてですが、ここにおられる方々というのはそれなりに皆さん立場があられる方々が多いです。そういう中で、例えばよくあるのは持論だけとかといって自分の書き込みをしたりとか、そういうところもよく見られますけれど、持論というところではいけば全て逃れられるのかということではなく、もうそういう立場のある人間であるということも、私自身も自覚しながら、そういう活字も逆に怖いところがあって、その持論だからということで逃げられるわけではなく、もうその立場の人間がこんなことを発言しておったぞというふうに言われてしまうこういう御時世にもなっちゃいましたので、今お二人にもすごく私勉強させていただきました。これからは私自身も含めまして、こういうところ、ハラスメントも含め気をつけていきたいなと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） この際、13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1 時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10 番 長野恒美議員。

○10 番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

自衛隊員の募集についてですが、よろしくお願いいたします。

近年、自衛隊への応募者数が減少傾向にあるとのこと。国の地方自治体への働きかけが

強化され、防衛省が募集対象者の住民基本台帳情報4項目、氏名、生年月日、性別、住所を自衛隊に提供する自治体が全国で急増しているとのことですが、笠松町ではどのような状況でしょうか、お尋ねします。

2009年度には4万3,639人だった一般候補生の応募者が、2022年度、今年度ですが、では2万4,841人と4割強の減少ということで、自衛隊員の募集業務について地方自治体の協力要請が強められていると聞いていますが、当町の状況はどうでしょうか、お尋ねします。

自衛隊員募集のため、18歳から22歳などの住民の個人情報をもとに名簿や宛名シールなどでの形で自衛隊に提供した自治体があると報道がされていますが、笠松町はどうされましたか、お尋ねします。

以上でよろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんからの自衛隊員募集についてのお尋ねでございますが、自衛官等の募集に関する事務につきましては、自衛隊法第97条第1項において、都道府県知事及び市町村長は自衛官の募集に関する事務の一部を行うと定められており、また住民基本台帳法第11条第1項の規定では、国は法令に定める事務の遂行のために住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができる規定がございます。

以上により、自衛隊岐阜地方協力本部から住民基本台帳の写しの請求があった際は、関連法令に基づき対応しているところであり、適齢者の住民基本台帳の一部の情報を提出しているところでもあります。

ほかの詳細につきましては、総務部長より答弁させます。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

まず、1点目の自衛隊への情報提供が全国で急増している中での笠松町の状況につきましては、情報提供を行っている全国の市町村の増減数は把握しておりませんが、当町といたしましては、従前から自衛官募集に関する資料提出の依頼があった際には、先ほど町長が答弁しましたように、法令に基づき資料提供を行ってきたところでもあります。

2点目の市町村が行っている自衛官募集の事務につきましては、岐阜県内の市町村では住民基本台帳の閲覧、広報紙への募集記事の掲載、懸垂幕、リーフレットの設置、啓発物販の作成などが行われており、当町におきましては住民基本台帳の閲覧及び募集記事の広報紙掲載による募集事務を行っているところでもあります。

3点目の自衛隊への情報提供の報道に関しましては承知しておりませんが、当町の情報提供の方法といたしましては、平成28年度以前は募集対象者の住所、氏名を住民基本台帳から抽出

した名簿の閲覧により情報提供を行っていましたが、法の目的を達成するための必要最小限の対応とし、募集案内送付の際に1回限りしか使用できず、かつ使用した後にその情報が提供先である自衛隊に残らないよう、平成29年度からは住民基本台帳の一部の写しを用いた住所、氏名を宛名タックシールにより行っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 自衛隊の募集について問題と思いますのは、この当事者になる人の中に、全てがこのことを了解して自衛隊に届けていくような形ではないのではないかと思います。私はやっぱりその人の、18歳、22歳の方たちの思いや意思もあるだろうと思うんですが、その意思を問い、なおこうした事務をやられることが大切ではないかなあと思うんですが、その点、町長はどのように思われますか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほど答弁で申し上げましたように、法律に基づいてやっているわけでございますし、別にこれを送ったからといって徴兵のように自衛隊に入れとは言いません。それは、数ある職業の選択肢の中の一つでありますし、別に自衛隊に限らず多分いろんな就職、高校を卒業する頃にはいろんな企業やそういった団体からの就職案内みたいなダイレクトメールも送られてくる場合がありますが、私はその一つであり、しっかりとした判断ができる方ならば、自衛隊は入りたくなければ、もうそこでごみ箱に捨てるなり、そこで終わる話なので、別にそれによって心理的なそういう圧迫とかそういうことは私はあまり感じられていないのではないかなと。もちろんそれぞれ主義主張、思想がありますが、その違いもいろいろあることを認めるのもまた民主主義の社会ですので、そこはあまり、私の中ではさほど大きな問題ではないというふうには認識しています。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

そのような受け止め方で皆さんがいてくださるといいなあと思っておるんですが、私も自衛隊に参加することやそのことが問題だとは思っておりません。大事なことだと思っておりますけれど、本人にきちっと確かめていくことが、一番その当事者が理解し、そして進んでいただき、またこの大事なお仕事をやっていただけるような仕組みになっていくことが大事だと思うので、そのことをきちっと、ただ状況の中で、やはり世界の動きだとかそういう中にあるので、やっぱり状況はもう18歳、22歳となればそれなりにつかんでいらっしゃり、それなりにまた自分の意思もあると思いますので、そのことを大切にしてこの事業はやっていただきたいと思っておりますがどうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） おっしゃられたように、いろんな状況の変化やまたそれぞれのやっぱりその特に個人情報に関することですので、そこら辺りは慎重に、かついろいろ配慮しながらやっていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ぜひそういうお心でこの事業はやってほしいと思いますし、それからその意味では、自衛隊の募集のための、18歳と22歳について行われるようですが、名簿は宛名シールなどで自衛隊に提供していくというような形ではやっていらっしやらない。向こうから要請が来て出されていくという道順でしょうか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、平成29年度からは住民基本台帳の一部の写しを用いた住所、氏名を宛名タックシールにより行っておる状況でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 当然、自衛隊のほうからそういう皆さんのところへ募集のお知らせをするようにというのが、それに伴って町としてやっていかれるんだと思いますけれど、そのやる順序というのはどんなふうでしょうか。それから、言ってみれば高校卒業の方が多くは対象に、また22歳という大学に行くよというものもあると思うんですが、その両方に、お知らせでいくのか、その役場との関係ではどんなふうになるか教えてください。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

まず自衛隊のほうから依頼がありまして、その年度に対象となる18歳、22歳の方につきまして、先ほどお答えさせていただきましたがタックシールを作成しまして、それを貼り付けまして募集案内という形でうちのほうから対象者の方に郵送でお送りしているという手順でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） その案内を出すに当たっての経費やあれば自衛隊のほうからいただいで行われるのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

笠松町といたしましては、案内はがきを郵送する郵送料だけを支出している状況でございます。そうしまして、うちのほうとしましては、その事務を委託金のほうで国のほうからいただきまして、それを充てておるということでございます。

○10番（長野恒美君） 国から。

○総務部長（足立篤隆君） 国からでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 全国一斉に行われていくものなのでしょうか。案内の時期というのはいつ頃になっているのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

全国のその時期につきましてはちょっと承知はしておりませんが、募集の受付期間とか試験期日とかがございますので、その時期に申請ができるような形で笠松町のほうから案内のほうを郵送で出しているところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 本人宛てにはがきか何かで対象の方に届けていくということでもいいですか。で、自衛隊に登録する人たちについての、その案内を出すのは役場でやりますね。それで、その結果として、それだけであと何を、またはその家庭なりまたはその本人なりがこれをどうしたらいいかとかそういうような問いというのはないですか。それだけお願いします。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

ダイレクトメールを送付した以降、町のほうにそういった問合せ等があったということは聞いておりません。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） この案内は、男女ともに発送されるのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

男女問わず発送させていただいております。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） で、その後、その届いた方たちやその家庭ではどのようになされてい

っているか、追跡はないというふうに思っていますか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

町のほうでは把握しておりません。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 本当に受けたほうの家族やとか本人にしてみれば、これをどうあれになるのか、また町から来たということに対する縛りなどもあるのではないかと思うんだけど、全く、そうですね、町から来たのでそれであれして、それは多分、その後の手続のようなものがはがきで行くのか封書で行くのか分かりませんが、ありますか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 我々はあくまでも要請に基づいて自衛官募集していますよというだけでありまして、あと興味のある方は、多分これは地域協力本部の住所なり連絡先聞いてありますんで、そこへ興味があって電話するなりまた資料請求をされると思います。

あとは、自衛隊の、防衛省のほうのお話になってくるので、我々はそれ以降は全く関与しておりませんし、また関与すべき問題ではないと思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

そういうことであれば、もう今のところ……、でも募集というのは国のお仕事としてやるんですよね。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） 私のほうから。

先ほど町長が御答弁申し上げましたように、この事務に関しましては自衛隊法の97条の規定による法定受託事務という形で市町村が事務を受託しておりまして、その費用負担についても国庫により賄われるものというような位置づけでなされる事務ですので、そのような形でやられておるということで御認識をいただければと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 私はそういう募集の事例があれば、それに基づいて従っていくということだと思いましたけれども、実は私のほうに自衛隊の募集のための名簿などの提供に応じる自治体数の推移というのがありまして、2020年の現在で61%が応えているということなんです。それにはそれなりの、それぞれの自治体の首長さんとかいろんなところの考えがあって

のことだと思いますが、これを町は受けて、取りあえず皆さんのところへ案内を出していらっしやる。それがもしこうして自治体のところで切られたら、その形で済んでいくものなんでしょうかね。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 一応我々は法に基づいてやっている事務ですので、これは法に基づいてその依頼されたものを断ってどういうふうになっているのかということまでちょっと、そういう市町村があるのかどうかも具体的な情報をつかんでいませんので、ちょっとそこはお答えしかねるところであります。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

現状はそのとおりだということでお聞きしました。

資料によりますと、ずっと、その募集の名簿による、それを受けている自治体が2016年には34%だったのが現在61%になっているということで、だんだんと国のお誘いというのかが強まってきているんだなというふうに思いますし、このことが国の動きやそれから今諸外国で行われているいろんな紛争など等も考えますと、本当に日本が平和でいると、戦争をしない国にしていくためにも、この自衛隊員さんの任務というのは大きいし大事なことのようにも思いますが、またその人たちの命を守っていけるような自治体になっていかなきゃいけないんだろうと思いますので、また皆さんといろいろと勉強しながらいきたいと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。ありがとうございます。

〔「すみません、ちょっとトイレ行っていいですか。直前で申し訳ない」の声あり〕

○議長（尾関俊治君） 暫時休憩にします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時00分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の私の質問は、住民の皆さんとのつながりについてということについてであります。

行政にとって最重要課題の一つに広報業務があると思います。行政が行っている住民サービスやイベント、そして生活必要情報などを住民の皆さんへ届けるということは必要不可欠なことであるというふうに思います。それこそが住民の皆さんとのつながりの原点であるという思

いで、今回の質問で取り上げることとさせていただきます。

以前は、官報の貼付けや紙媒体による広報紙のみで行われてきました。ほかには、町内会などを通じた方法など、物理的な方法が主なものでありました。現在では、ＩＣＴ技術の進展やそれらを使える方の増加でデータ通信による方法を取ることができるようになってまいりました。

笠松町でも、古田町長になって以降、ＳＮＳ等の活用が大きく進展いたしました。私も平成15年第４回定例会一般質問で、侵入強盗をきっかけに学校での緊急電話連絡網の不的確性を基に一斉メール配信を求めました。あんしんメールとつながってきました。これで住民の皆さんとのつながりが一層強化され、安心・安全なまちづくりに貢献できたと考えております。さらに現在では、ＳＮＳによる情報配信も行っております。住民の皆さんへお届けできる情報の量も適時性も格段に進歩しているというふうに考えております。

しかしこのところ、よく聞く問題点がございます。一度にたくさんの情報が配信される上に、自分に直接関係のない情報も多いとのことです。自分で見に行くホームページやＳＮＳであれば、必要なときに必要なところを見るだけで済みます。本来、本当は自分にとって必要な情報が見られるということにもかかわらず、多量過ぎる情報によって開封しないとの判断をされておられる住民の皆さんが多いように見受けられます。私も、高齢者の方や子育て世代の方にお聞きいただきましたが、どちらの世代でも同じような御意見をいただきました。多くの情報を同時にお届けするのは重要なことですが、読んでいただけない配信を行っていたのでは本末転倒ではないでしょうか。

それらの一つの解決方法として、セグメント配信があります。これは、全ての情報を全員に配信するのではなく、情報を分けて配信するシステムです。既に近隣の市町でも行っておられるようであります。このセグメント配信についての考え方をお聞かせください。

さらに今度は、学校での配信に利用されているすぐーるについてであります。

これも、町の公式アカウントでの連絡と同じようなことが聞かれました。特に、兄弟がおられ、中学校、小学校ともにお子さんが通っておられると、情報量の多さで以前の連絡を再確認しようとするスクロールして探すのが大変であったり、もう一つは下校時間などのいつも見るような情報をどこか一定の場所に格納できないかというような御意見もいただいております。

しかし、学校現場での御意見は、私がお聞きした範囲ではすこぶる高評価をされておられました。特に、出欠席の連絡はとてもうまく機能しているようでした。欠席の届けとともに状況の連絡も一緒に入り、一人一人と電話で対応することより格段に省力化、確実性が強まっているということでありました。そこで、教育委員会と笠松町では、この学校連絡ツールについてどのように把握されていますか、お答えください。

また、近隣の市では、別の連絡ツールを使われておられるところもあります。それは、現在の校務支援システムと連動できるようであります。しかし、現在の校務支援システムは現場での評価が悪いと複数の現場からお聞きしております。さらに、連動できる連絡ツールもバグが多く、問題があるというふうに現場からもお聞きしております。

県は、令和8年を目途に新システム移行を考えておられるようですが、今後、県からどのように指示があるかは分かりませんが、現場最優先で考えたいと思いますが、システムをしっかり見極めていただきたいと思いますので、町長、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、これも住民とのつながりの一つとして、公共巡回バスについてであります。

これも、町民の皆さんと大きなつながりの一つですが、バスロケーションシステムを導入していただきました。私も以前から導入を発言しておりましたが、導入後の状況はどのようになっていますか。利用者からの御意見はありますでしょうか。巡回バスの利用者アンケートも実施されておりましたが、どのようなことが把握できたでしょうか。

また、先日、巡回バスが停留所で待っていたにもかかわらず素通りされ、タクシーを呼んだということもお聞きしました。これについては、どのような考え方をお持ちでしょうか。

次に、広報「かさまつ」についてです。

地方公共団体では最も一般的で古くから活用されてきた広報紙という紙媒体ですが、住民の皆さんとのつながりを担ってきた手法の大事なものであります。現在ではこれらもデータ化され、ホームページに掲載され、外部サイトにも連載されるようになってきました。公式SNSを通して皆さんのお手元に届けられるようにもなりました。もちろん、編集をはじめ取材でもデジタル化が進んできております。

新型コロナウイルスの感染症パンデミックにより、ゼロリスクを恐れるあまりに進んでいなかった日本全体の学校や行政でのICT活用の遅れが暴露いたしました。私は、今後も行政のデジタル化は進めていくべきだと考えております。しかし、いまだ住民の皆さんへの一定程度の紙媒体での必要性を無視するべきではないとも考えております。このことについて、町長の考え方をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんからの御質問、大きく4つありますが、一つずつお答えさせていただきます。

まず、町公式LINEアカウントのセグメント配信についてでございますが、笠松町公式LINEアカウントは令和元年8月に開設し、イベント情報や子育て情報などを中心に、町民の

皆様に様々な行政情報を配信しております。また、コロナ禍においては、各種対策の啓発や学校、保育所などの休校情報、特別定額給付金やワクチン接種スケジュールなど、迅速かつ事細かに発信してまいりました。

当町では、ワクチン予約をLINE経由としたこともあり、アカウントの登録者数は現在1万2,000人を超え、登録割合は近隣市町と比べて非常に高く、効率的に多くの町民に情報発信ができる重要なツールであるとともに、地方公共団体プランという無料のアカウントで運用しており、非常にコストパフォーマンスのよい広報手段でもあります。

御質問のセグメント配信は、利用者にとって興味や関心の高い情報を自ら選択した情報のみを受け取ることで他の情報に埋もれないようにする機能であります。直近の町の配信実績は月平均で約30件ほどであり、必ずしも多量過ぎるとは言えない件数と思われます。また、他の自治体の情報分類を見ますと、子育て、防災・防犯、イベント、観光、福祉、健康といった項目が15種類以上に分類し、運用されていますが、細分化された項目での情報発信が実行されていないようにも見受けられます。

当機能を利用するためには、開発業者への外部委託が必要となり、開発導入に加えて維持管理に多額のコストが発生しますので、現状との費用対効果を考慮しますと、セグメント配信の必要性は低いものと考えております。一方で、各部署においてタイムリーに情報発信ができるよう管理者IDを各課に付与していますが、文面や配信時間も各課の判断で送信しているため、長文での配信や複数部署から立て続けに配信される場合があることも認識しています。町民の皆さんが御自身で必要な情報を取捨選択しやすいよう、例えば文字ではなく画像を中心とした内容にしたり、字数制限や1日の配信上限を設けるなど、全庁的な配信ルールを設けていきたいと考えています。

続きまして、すぐーるについてのお尋ねでございますが、私自身、小・中学生の子供がおりませんのですぐーるには登録していませんが、担当職員や学校関係の方から聞いた話としてお伝えしたいと思います。

令和3年11月に、コロナ禍における学校と保護者との情報連携をこれまで以上に確実に行うための保護者向け情報配信システムすぐーるを導入し、学校から保護者に対しての連絡通知、また保護者からの児童・生徒の出欠席の連絡などができるようになりました。また、学校からは、導入前の紙媒体での連絡に比べて、保護者と学校間において迅速にお互いの情報提供ができていたと聞いており、導入後不具合もなく、十分な情報発信連絡ツールとして有意義に御使用いただいているものと認識しています。

その上で、新校務支援システムの移行についてへの御質問ですが、現在、校務支援システムは、令和元年9月1日に羽島郡二町教育委員会において、岐阜県内統一の校務支援システムを導入し、各小・中学校の現場の先生方に御使用いただいております。現在、岐阜県教育

委員会が主体、事務局となり、令和8年9月1日から次期校務支援システムの運用開始に向けて、県内各市町村の教育委員会担当課長を構成員とする岐阜県教職員業務改善協議会の中でシステム構築内容を検討していると聞いております。議員もおっしゃるとおり、新たにシステムを構築する際には、使用者である各小・中学校の現場の先生方の声を反映し、よりよいシステムへ移行されることが望ましいと私も考えているところであります。

3つ目のバスロケーションシステムの利用状況及び利用者の反応、アンケートについてであります。これまで雨天時における笠松駅周辺の通勤・通学ラッシュはじめ、天候不良及び交通事故などによる巡回町民バスの遅延は、バスを待っている方から直接役場へ運行状況の問合せがあり、担当職員がバス停となっている公共施設へ状況確認し、その都度お答えしていたところですが、今年度からバス停ごとにQRコードを貼り付け、それをスマホで読み取るとバスの現在地が地図上で表示され、遅延時間とバス車内の混雑状況をリアルタイムに把握できるロケーションシステムの運用を始めました。運用後は、遅延時間の確認の問合せ件数が大幅に削減され、利用者にも当システムが広く浸透しているものと実感しております。

また、緊急時には、運行状況やお知らせなどをシステム上に掲載できるため、利用者と職員の双方ともに利便性が格段に向上し、先日の運行不能の際もこの機能を活用し、利用者の方も逐次情報が把握できたものと認識しております。さらに、運転手もこれまでバス停ごとに乗降客数をメモし、担当もその数値をデータ入力し、利用者数やバス停の乗降数を把握していましたが、乗降口のセンサーによりウェブを通して自動集計され、運転手の負担軽減にもつながっているところでもあります。当システムは、直近の11月で月間1,007件のアクセス数があり、月間利用者約7,000人のうち約15%の方々に利用していただいております。

今後は、初めて乗車する方に対して啓発、周知に努めるとともに、公共交通のDX化推進に向けても尽力してまいりたいと考えております。

続きまして、この11月に実施した公共交通利用者アンケートでございますが、バス車内や公共施設、公式LINEなどでお願いしたところ、総数408名の方より回答をいただきました。その一部ですが、巡回町民バスの乗車料金は現在のままが75%、バスロケーションシステムを知っている方は53%、バスの現在地を検索できることがよいなどといった御意見もありました。詳細につきましては、12月中旬に予定しております地域公共交通会議にて報告した後、ホームページなどで公表を予定しています。

そして、素通りの事案についてであります。利用者が停留所でバスを待っていたが素通りし乗車できなかった事案は、今年度二、三件発生したことを認識しております。町から運行事業者には、1つ、いかなる運行状況であっても常にバス停には待っている方がいるという意識で運行すること、2つ、バス停付近では必ず減速し、目視を徹底することを常時指導しているところであります。利用者の方にも、バスが停留所に近づいた際は、運転手から見える位置に

移動するなどの御協力のお願いを再度啓発するとともに、今後は乗せ忘れのない確実な運行に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、広報「かさまつ」の今後についてのお尋ねでございます。

広報「かさまつ」は、昭和42年の第1号の発行開始からこれまで計1,159号を作成し、毎月約8,400部を町内会や公共施設を通じて町民の皆さんにお届けしております。令和3年に実施した情報発信媒体の活用状況に関するアンケート調査では、480名の方から回答があり、そのうち約半数の48%の方が、町の行政情報を得るために一番活用しているツールは広報紙であると回答されました。広報担当も多くの方に手に取ってもらえる、読んでもらえる広報紙となるよう大胆な表紙デザイン、カラーページの多用、特集記事の掲載などを心がけて紙面製作に尽力しており、近年では町内のコンビニや無印良品店内でも配架していただき、当町以外の多くの方々の目にも留まっているものだと思っております。

また、公式LINEでも広報紙発行の周知をしておりますので、スマホやタブレットでのデジタル広報紙の閲覧も増加傾向にあり、町ホームページのほか、現在3つの外部サイトで当町の広報紙を見ることができるようになっています。

デジタル広報紙の利点は、いつでもどこでも紙面が見ることができ、当町ではいまだ導入していませんが、専用アプリによる音声読み上げや多言語対応が可能となり、紙では届きにくい方々への情報発信も可能となります。

当町では、紙媒体、デジタルの双方のメリットを生かすものとし、現状どおり紙による広報紙の製作を継続し、その過程で生じるデジタルデータをホームページやSNSなどで活用し、より多くの方々に町の情報を伝えてまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 川島議員の御質問、すぐーの運用状況と今後の見通しについてお答えをいたします。

初めに、このすぐーですけれども、私は羽島郡内の8校の学校全て登録しておりまして、学校はどんな情報を発信しているのかということを全て把握をしております。そのことも前置きをしておきまして、この質問に答えさせていただきます。

笠松町の学校では、令和4年1月まですぐメールを活用しておりましたが、町内の保護者からの多くの要望もございまして、令和4年2月よりすぐーの運用に変わりました。このすぐーは、メールの配信や欠席、遅刻等の連絡、アンケートの回答や集計が簡易にできるようになり、非常に使いやすいということを聞いております。

少し具体的な例を挙げます。活用例と効果でございますが、例えば運動会、体育大会や行事への案内文を送付する際に、グーグルフォームのURLを同時に載せることで、名簿の作成や

人数の集計などが容易に、短時間にでき、業務の効率が図られています。保護者の開封確認ができるために、送信内容が確実に伝わったかどうかの確認が速やかにできます。以前、ペーパーですと、子供が保護者に学校からの通信を渡さなかった、もらってないよ、そんなようなことがありましたけれども、そういったことが少なくなった、ほとんどの保護者がきちっと情報を確認できるようになったということでございます。欠席連絡ですぐーを活用することで欠席人数や理由を素早く把握をし、児童・生徒の安否を確認することができるようになっております。

さらに、保護者からの事前連絡を得られるので、例えば学級閉鎖等に関わって、早めの判断をして登校前に保護者へ連絡をすることができるなど、そんなこともできております。また、特に夏場は非常に心配を、いつもいつも心配をしておるんですけれども、急な天候の変化によって児童・生徒の学校待機や、あるいは早期下校、下校時間が早まることですね、の連絡が素早く行うことができ、児童・生徒の安心・安全を守ることに役立てられているといった面で、保護者への情報発信が非常にスピーディーになっている。ペーパーレス化を進めることによって、ある学校ではPTAの広報紙をPDF化しすぐーで配信をしております、印刷代や用紙代の節約につながっている。同様に、全ての学校において用紙代の節約ができており、教職員の働き方の改革の一つにもつながっております。そういったことが上げられます。

一方で、保護者が従事している仕事によっては、スマートフォンを常時確認することができない方もいらっしゃるので、閲覧状況を慎重に見届ける必要があるということ。あるいは、小さな連絡をすぐーで何点か送信することによって、非常にメールの件数が多くなります。大切な連絡が見落とされる可能性があるために、情報発信の内容についてはある程度の精査が必要かなと、そんなことを課題として捉えております。

また、川島議員の御質問にもございましたが、閲覧の煩雑さでございます。すぐーの今機能の確認をいたしますと、何度も閲覧するメールについては、例えばお気に入りの登録をしておくとか、あるいは学校で分類したタグでメッセージを絞り込むであるとか、キーワード検索でメッセージを絞り込むであるとか、そういったことなどの対応ができるようにすぐーの機能がアップグレードされております。ほかにも、学校や教育文化課、公民館、教育委員会でチャンネルを分けることができ、分類別のメールを受けられるようにもなっております。

こうした新たな機能にも、利用者がアプリケーションのマニュアルに基づいて設定していただくことが必要になってきます。保護者の皆様が、便利でかつ簡易に利用できるように、こうした情報提供についても配慮していきたい、そんなことを考えております。

また、県が採用している校務支援システム、Te-Comp@ssと呼んでおりますけれども、その連携が可能なスマート連絡帳というものがございます。笠松町が現在利用しているすぐーと比較をしますと、予定表の確認機能の有無に多少の差異はございますけれども、メールやメッセ

ージ、欠席連絡、遅刻連絡、アンケート機能についてはおおむね同様なことができます。

現在運用しているすぐーるは、それ以前に利用しておりましたすぐメールからの切替えが非常にスムーズに進むように適切な対応をいただいていると伺っております。今後は、県との必要不可欠な連携を保ちつつ、子供や保護者、職員にとってより便利で簡易に使えることを基準に考え、対応してまいります。

また、現在は、児童・生徒が使用しているタブレット端末を活用し、ケアが必要な子供、心と体の健康の変化を見逃さないためのアプリケーションの導入の検討も始めているところでございます。今年度中にアプリケーションの名前、ここタンというんですけれども、そうしたアプリケーションの実証実験校を募り、来年度以降の効果に検証を行い、令和7年度以降の導入に向けた準備を進めております。羽島郡二町教育委員会といたしましては、長期的な対応といたしまして、岐阜県の校務支援システムの動向を注視しつつ、必要な機能とアプリケーションの組合せやシステムの互換性、安定性の担保、利便性と経済性を総合的に判断いたしまして、何をどのようなタイミングで導入するとよいのかを笠松町と共に検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 非常に丁寧な答弁をありがとうございます。

おおむね学校関係、まず先にやらせていただきますけれども、すぐーるについても私が現場で聞く限り、非常に先生方にも好評で大変いい評価をいただいているというふうに思っております。

だんだんと、一番最初、私が松枝小学校のPTAの役員、本部役員をやっているときに、連絡がつかないというということで、PTAのほうで一斉メールというシステムをPTAのお金でつくって、それを配信するようになりました。そのときは、1人ずつの対応というのは当然できなくて、学年対応ということ、学年ごとに分けるということではできたんですけれども、今は1人ずつの対応もできるし、学級ごと、クラスごとの対応もできるということで、とても進展しているのだなあというふうに思います。

ただ、今教育長言っていただいたように、例えばそのお気に入り登録ができるであったり、そういうことのその説明が、多分十分保護者の方に届いていないような気がしますので、ぜひともその辺のところというのは今後さらに周知をしていただいて、さっき言ったような困ったことがないようにしていただきたいなというふうに思います。

あと1つ、答弁にもあったかと思うんですけれども、非常にペーパーレス化ということで紙代が各学校で少なくなっているということですが、どれくらい少なくなっているかというのは町としては把握されておりますか。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

今現在、把握しているというより調査を今ちょっと学校のほうにかけておりまして、その結果を分かり次第、また議員の皆さんには報告したいと思います。

〔５番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） ５番 川島功士議員。

○５番（川島功士君） ありがとうございます。

非常に紙を学校が一番たくさん使うと思うんですけれども、紙が足りないんでＰＴＡに買ってくれと、当時、役員をやっておった頃はＰＴＡとして紙をよくＰＴＡ会費で買ったという記憶もありましたので、もし分かるようでしたら今後また、折があったら報告をお願いしたいと思います。

もう一つですね、ちょっと直接学校のほうではないんですけれども、実は、すぐーというのは放課後児童クラブなどには対応して使われておられるのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） すぐーに関しましても放課後児童クラブで活用をしております。

〔５番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） ５番 川島功士議員。

○５番（川島功士君） 以前、そういう学校側と放課後児童クラブであったりした、保護者の方と放課後児童クラブの連絡が非常に煩雑でうまくいっていないということで議会で発言をしたところ、そういうことができるようにパソコンを１台買いますということで予算がついたことがあったんですが、先日、松枝小学校の放課後児童クラブへ行ったところ、そのパソコンを一度も使ったことがない、ずっと箱に入ったまま置いてあるというふうに、そこにおられた職員の方がおっしゃっていました。なぜ使わないんですかと言ったところ、ここにはネットの環境がないから使えないんだというふうに言っておられましたが、どういうふうなことなのか、ちょっと説明願えますか。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 松枝放課後児童クラブでパソコンが未使用というお話なんですけれども、これはすぐーの話とパソコンを使ってないという話は全く別でございまして、各クラブでのパソコンの使用理由というのは、保護者からクラブの休止とか変更などをホームページのＬｏＧｏフォーム、そこを利用して申請できるようになっているため、その確認方法としてパソコンが設置されています。ただし、このパソコンを使わなくとも各クラブで持ててみえます携帯電話で確認ができるために、あえてパソコンがなくとも問題はないということです。

先ほど放課後児童クラブの職員が申し込んだと思うんですけども、ネット環境がないというお話は違っていて、モバイルルーターが貸してありますので環境は整っているかと思います。職員のほうが携帯電話のほうが使いやすいという判断の下、そちらを使用しているのかなあというふうに思っております。

パソコンが実際になくてもいいのであれば、そこに置いてあることは確かに無駄でありますので、また別の活用方法を検討してみたいと思っております。

〔５番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） ５番 川島功士議員。

○５番（川島功士君） ということは、ある一つの言い方としては、その役場の中の福祉健康の部門が考えていることが放課後児童クラブの職員の方にしっかり伝わっていないということではないかなあというふうに思うんですけども、ぜひとも、それがまた住民とのつながりということに反映してきてしまうのはよくないことだというふうに思いますので、一層、まずは行政とその現場の意思疎通を図っていただいた上に、そういうものを活用して利用される保護者の方ときちんとつながりができるようにしていただきたいと思っておりますのでお願いをさせていただきます。

バスの話に参りますけれども、バスロケーションシステムというのは、私も以前から入れるべきだというふうに話しておりまして、とてもいいふうに動いているんだろうなあというふうに思います。ということは、バスロケーションシステムということは、GPSの位置情報を役所にとにかくどこかのサーバーに送っているということですね。それと同時に、入った人の数と出た人の数も同時に送っているというふうに、常にそういうデータのやり取りがあるというふうに考えていいですか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まず、GPSにつきましては、随時、サーバーというか、に情報が行きますが、その乗降者数につきましては集積されてからデータが送られてきますので、翌日ということになりますので、随時ではございません。

〔５番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） ５番 川島功士議員。

○５番（川島功士君） すみません。随時ではないというのなら、集積データというのは、乗降客のことなんではないのでしょうか。というのは、先ほどその混んでいるか混んでいないかもその位置情報を検索していただければ分かりますみたいな答弁だったと思うんですけども、常時でないということではできないと思うんですが、今、答弁と食い違うと思うんですがいかがですか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 説明が不十分で申し訳ございません。

乗降者数につきまして、その細かい数字、何人という数字につきましては、集積をしてから翌日になりますが、大まかにそのバス内にどれくらいいるかということで、空席があり、やや混雑、混雑というような情報というのは瞬時に来ますので、その情報を皆さんにお伝えしているということでございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。よく分かりました。

いずれにしろ、サーバー上とつながった状態であるということは事実だろうということでありますね。乗った数と降りた数を大体差引きしてどのぐらいかという、大体で見ているということだろうと思います。

それで、先ほどの話であったんですけど、乗せるのをできなかったという話があったと思うんですけども、例えばそれもアプリを入れてボタンをプチッと押せば、待っておるよというのを、そういうアプリケーションを考えてみるというのも、もちろん全員がダウンロードして使っていただけるかというのは当然分かりませんので、答弁にあったようにしっかり目視で監視するというのは当然のことなんですけれども、中に、その巡回バスのDXのより一層の推進という言葉もありましたように、そういうことというのは考えられないですか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

もちろん、そのバス停で乗客が待っているのを確認するというのはバスの運転手の業務というか、間違いなくそこは確認をし乗せるということですので、委託業者のほうには指導させていただきたいと思っております。

今、川島議員御提案のありましたそういうアプリですけど、やはりそういうアプリが実際にあるのかどうかも我々も知らない状況ですので、今後のことについて、費用対効果等々も含めまして調査・研究というのはさせていただきたいと思っております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

もちろん、費用対効果というのもありますし、何人の方がダウンロードして実際使っていただけるかというの、ましてやロケーションシステムも全員の方が使っているわけではないので、ただ、そういうこともDXの推進ということを言われるのなら考えてもいいんじゃないかというふうの持っていき方ですね。実際に、例えばそういうことをなりわいとする方も笠松町

にはお見えになりますので、そういうアプリケーションをつくってみえる方も笠松町内にはお見えになりますのでどうでしょうかということもあります。

それともう一つ、先ほどのアンケートなんですけど、それは広報紙にも載せるんでしょうか。ホームページと広報紙、両方載せられるんでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） バス、先ほど答弁、町長しましたように、地域公共交通会議でチョイソコ等々の協議をさせていただくときに、まずアンケートの結果を発表させていただきます。その結果につきましては、今、川島議員も言われましたように、広報紙も含めホームページ等で公表していきたいというふうに考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひとも、より皆さんに知っていただけるようによろしく願いを申し上げます。

先ほどのバスのそのアンケートのやつを公式LINEでという話もあったんですけど、公式LINEをタップしてみると、LOGフォームというシステムをお使いになっておられます。地方公共団体、自治体用のグーグルフォームみたいなものだろうというふうに思うんですけども、これというのはLGWANにも使えることができてということで書いてあったんですけども、このLOGフォームというのは使用料が必要なんですか。それから、これを利用したアンケートというのは、今後もしろんな形でやっていこうという考えはありなんですか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

こちらのLOGフォームにつきましては、使用料がかかっております。参考までに、令和4年度ですと67万円ほど、使用料がかかっております。

こちらを導入をいたしましてから、一番最初はワクチン接種の希望調査とかを行いましたし、それ以降につきましては、そのワクチン接種を受けるかどうかのアンケートであるとか、ファミリーマラソンの申込みとか、そういうものに活用させていただいております。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひとも今後とも、使用料がかかっているのであれば有効な利用方法を考えて、住民の皆さんとのこれも大事なつながりを創出できるツールになり得ると思いますので、ぜひとも今後ともやってくださいということでもあります。

大分時間が来てしまいましたので、広報「かさまつ」はぜひともまた、今後とも紙媒体というのは、私も紙媒体の大事さというのは非常によく分かっているつもりですので、もちろんDX化も必要ですけれども、紙媒体も現状のところまだ必要だというふうに思っております。

あと、住民とのつながりということで1つ、この間、子どもまちづくり会議という発表があって、町の道路ががたがたであるというようなことがありました。他の市町ですと、例えば先ほどのSNSを通じて写真を撮って上げるとその場所が確認できてというようなツールとして使っている自治体もこの近隣にたくさんあるようですが、せっかく子供たちがああいうふうに提案してくれたので、笠松町としても前向きに検討してみてもどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

先日のかさまつ子どもまちづくり会議、子供たちからもそのようなところを見ていただけるということもありましたので、今現在のところ、当町におきましては道路の不具合に関するお問合せは町民の皆様からの直接のお電話、議員さん、町内会長さんを通じてのもの、そのほかに覚書を結んでおります郵便局からの通報、さらには町のホームページ、意見箱へのメール等々がございまして、それらの寄せられた案件につきまして、その状況によりまして職員が1件ずつ現場のほうへ出向きまして、状況確認をして補修をしていくというような状況になっております。

これは、今議員おっしゃられますように、SNS等を活用することによりまして、正確な場所や補修の必要性、そこらのところが瞬時に把握できまして、速やかな対応が可能になると考えておりますので、先ほどおっしゃいましたように既に導入しておられます自治体に聞き取り等行いまして、前向きに調査・研究をしていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

子供たちは一生懸命、補修費の経費まで考えてくれた発表だったので、ぜひとも1つでも前向きに、あなたたちのおかげでというのができるように考えていただけるとありがたいなあというふうに思います。

最後に、LINEのセグメント配信の件なんですけれども、セグメント配信がどうしても必要かという、そうとも言い切れないというふうに思います。というのは、例えば全部のデータを皆さんにお送りするということで、とにかく家庭の中で高齢者の方と若い夫婦と話合いができたり、外で世代の違う人と、こんなの来ておったよ、あ、そうなの、とかいう話ができることというのは非常に大事だし、みんなの情報も本当は皆さんに知ってほしいから送るんだよ

という建前の中では非常にいいと思うんです。

ところが、月に30件ほどですか、毎日1回ずつぐらいの配信なんですけど、1回に送られてくるのがこういっぱいになるんですよね。配信は1回なのかもしれませんが、その1回に例えば5つも6つもこう縦に長く、結構、本当に結構縦に長いんですよ。それはやっぱり、下のほうまでなかなか見に行かないし、上のほうに例えば全然自分に関係のないものがあると、まあ下までいいかということであったり。で、配信する、例えば曜日であったり時間であったりというのは決まっていないわけなんですよね。そうすると、本当に緊急なのかどうかというのが分からないですよ。

やっぱり皆さんにできるだけたくさんの情報を送りたい。だけど、緊急のときは必ず見てほしい。で、自分の必要なやつは必ずたどり着いてほしいということになると、例えば課で分けるのではなく、住民が必要な部分で、例えば子育てであったり、高齢者であったり、ごみであったりというふうにグループ分けにして、それぞれのアカウントの、公式アカウントというのは配信する日時が予約できたはずなんです。私も管理しておりますので、予約できたはずなんです。なので、例えば何曜日の午前中は子育てをいきます。で、昼からは学校の案内が入りますとか、何かそういう一応曜日と時間帯によって、何を配信するかというのを決めておくというのも一つの方法ではないかな。そうすると、あ、ここで来ておるやつは私に関係あるんだというふうに思ってより一層必要な方に見てもらえるし、全部が流したので、見たい人は全て見ていただける。

要はお金は使わない。言ってみたら無料アカウントでやりたいということはお金は使いたくないというそういう発想だと思うんですけども。例えばお隣の町ですと、最初のシステムの構築に60万円、月々5万円、で、別のお隣の市ですと、最初のシステム構築に100万円、月々3万円だそうです。60万と100万の差は月々5万円と3万円で2万円違うとすぐ穴埋まっちゃうなあというぐらいの金額なんですけれども、ただもう一つの100万円のほうは、県下で一番最初にやったところらしいので、それでもシステム構築は安くしましたという話だったそうです。

なので、何がいいか悪いかということではなしに、やっぱりお金を使わないのであれば知恵と汗をかかなきゃいかんというふうに思いますけれども、ぜひともそういうふうに配信を効率よく、届けやすいように考えていただくようお願いしたいんですが、その考えはどうですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員のおっしゃるとおり、私も毎日LINEを見ていますが、あまりSNSにしては文章が長いというのがたまに散見されます。やはりこれは、それぞれ文章というのはその媒体によって違ってくると思います。お手紙でしたら時候の挨拶とか何かいろいろあってありますが、それでも一番大事なはその住民の皆さんに何をお伝えするかということ

を要約して、あとその興味ある方は、例えばリンクを貼るとか、あるいは先ほども答弁させていただきましたが、そのチラシをそのまま写真として見て、そこで見てもらうとか、そういう工夫が必要だと思いますし、またちょっとそこら辺りがそれぞれやってしまって、個別に送っているのは、これははっきり申し上げまして縦割り行政の弊害というところもありますので、今後、来年度に向けてそういったものを統一して、できるだけ受ける側もおなかいっぱいにならずに、そして必要な情報を迅速に、そして確実に届けられるような工夫というのも、これはもう常にやっていかなきゃいけない課題ではないかと思っていますし、私の中では広報というのは情報伝達だけでなく、町の魅力を町外の皆さんにも発信する重要な役割を担っていると思いますので、そこはまた議員含め、いろんな皆さんのその意見やアイデアをいただきながらブラッシュアップ、そしてアップグレードしていく、そういうつもりで取り組んでいきたいと思っていますので、またいろいろお気づきな点、またアイデアがあったら、担当課のほうにお伝え願えれば、一緒になって考えていきたいなというふうに思っています。

〔５番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） ５番 川島功士議員。

○５番（川島功士君） ありがとうございます。

一生懸命送っていただいたのに開きもしないということでは、何のためにやっているか全く本末転倒というか、一生懸命SNSでやっているのに意味がないということになってしまいます。そんなことでは、本当にやっている意味すらないという判断になりますので、少しでも必要な方に届いて、その方が見ていただけるように考えていただくというのは非常に大事なことでと思います。

そして、今おっしゃったように、例えばチラシが写真で載っているやつがあります。でも、そのチラシが写真で載せていただけるのと、単にホームページの一部分に飛ぶというふうにリンクが貼ってあるだけの記事と、どうやってその差別をしているのかというのが僕はよく分かりません。やっぱりそのチラシならチラシが貼り付けてあると、ああと思ってその場で見ますけど、リンクが貼ってあるやつだとそこへ行ってそのリンクの先をもっと行かないと中へ入っていけなかったりしている場合が結構ありまして、で、あとその違いというのは何でその差別しているの、どういうものだったらチラシが直接貼ってもらえて、どういうものだったらリンクの手前のところ、手前のところというか本当のチラシのところまでリンクするのも貼ってもらえないのという思いがあります、私の中に。なので、そういうことではなくて、もちろん迅速にやっていただくためには、その各課が必要に応じて発信できる、そういう自由さというのは必要かと思いますが、何をどう伝えるかというのは統一していただかないと、やっぱりその不公平感というのも出てきます。

なので、ぜひともそういう決まりをつくっていただいて、配信にはそういうふうに、もしで

きるのであれば規則性をつくって、例えば月曜日の午前中に来たやつは私は見なきゃいかん、私に一番関係しているんだというふうに思っただくというのも、すごくお金をかけずにやるにはいい方法だなあというふうに思うんですが、ぜひともそういう考え方を取り入れていただくようお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、議員の御指摘にあった件も含めて、一度ガイドラインをつくって運用して、その中で不都合があれば、またその都度いろいろ改善していきたいと思っております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

私も実は結構見なかったりすることが多いものですからあれなんですけれども、今回LINEでも流れてきましたし、何度も特定健診の案内を本当に3度も4度もいただきまして、何年ぶりかで町のやつに行ってきましたけれども、そういった不断の努力というのも必要だと思いますし、もちろん私自身の健康のためにも必要なことだったんですけれども、そうやって研さんしていただくことを望みまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時55分